

令和7年度 熊本市水防計画 新旧対照表（案）

別冊3

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
1	水防計画	-	4	1	1	3	15	修正	(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 【略】 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は <u>5段階</u> の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード <u>8</u> を超えるような巨大地震に 対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。 その後、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。	(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 【略】 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は <u>数値</u> で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が <u>8</u> を超えるような巨大地震は 地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難である ことから、 推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。 予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、 地震発生からおよそ15分程度で、求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。
2	水防計画	-	4	1	1	3	15	修正	■津波警報・注意報の種類 ・発表される津波の高さ 数値での発表(予想される津波の高さ区分)	■津波警報・注意報の種類 ・発表される津波の高さ 数値での発表(津波の高さ予想区分)
3	水防計画	-	4	1	1	3	15	修正	■津波警報・注意報の種類 大津波警報 ・発表基準 予想される津波の 最大波 の高さが高いところで3mを超える場合	■津波警報・注意報の種類 大津波警報 ・発表基準 予想される津波の_____高さが高いところで3mを超える場合
4	水防計画	-	4	1	1	3	15	修正	■津波警報・注意報の種類 大津波警報 ・発表される津波の高さ 10m超 (10m < 予想される津波の 最大波) 10m (5m < 予想される津波の 最大波 ≤ 10m) 5m (3m < 予想される津波の 最大波 ≤ 5m)	■津波警報・注意報の種類 大津波警報 ・発表される津波の高さ 10m超 (10m < 予想高さ_____) 10m (5m < 予想高さ____ ≤ 10m) 5m (3m < 予想高さ____ ≤ 5m)
5	水防計画	-	4	1	1	3	15	修正	■津波警報・注意報の種類 大津波警報 ・想定される被害と取るべき行動 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	■津波警報・注意報の種類 大津波警報 ・想定される被害と取るべき行動 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する_____。
6	水防計画	-	4	1	1	3	15	修正	■津波警報・注意報の種類 津波警報 ・発表基準 予想される津波の 最大波 の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	■津波警報・注意報の種類 津波警報 ・発表基準 予想される津波の_____高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合

令和7年度 熊本市水防計画 新旧対照表（案）

別冊3

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
7	水防計画	-	4	1	1	3	15	修正	<p>■津波警報・注意報の種類 津波警報 ・発表される津波の高さ 3m 1m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u> \leq 3m</p>	<p>■津波警報・注意報の種類 津波警報 ・発表される津波の高さ 3m 1m < <u>予想高さ</u> \leq 3m</p>
8	水防計画	-	4	1	1	3	15	修正	<p>■津波警報・注意報の種類 津波警報 ・想定される被害と取るべき行動 標高の低いところは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p>	<p>■津波警報・注意報の種類 津波警報 ・想定される被害と取るべき行動 標高の低いところは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</p>
9	水防計画	-	4	1	1	3	15	修正	<p>■津波警報・注意報の種類 津波注意報 ・発表基準 予想される津波の<u>最大波の</u>高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</p>	<p>■津波警報・注意報の種類 津波注意報 ・発表基準 予想される津波の_____高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</p>
10	水防計画	-	4	1	1	3	15	修正	<p>■津波警報・注意報の種類 津波注意報 ・発表される津波の高さ 1m 0.2m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u> \leq 1m</p>	<p>■津波警報・注意報の種類 津波注意報 ・発表される津波の高さ 1m 0.2m < <u>予想高さ</u> \leq 1m</p>
11	水防計画	-	4	1	1	3	15	修正	<p>■津波警報・注意報の種類 津波注意報 ・想定される被害と取るべき行動 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れます。海水浴や磯釣りは危険なので行わないでください。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p>	<p>■津波警報・注意報の種類 津波注意報 ・想定される被害と取るべき行動 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 _____。</p>
12	水防計画	-	4	1	1	3	15	修正	(2) 津波警報等の留意事項等 イ 津波警報等は、 <u>精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに</u> 更新する場合もある。	(2) 津波警報等の留意事項等 イ 津波警報等は、 <u>最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合</u> がある。
13	水防計画	-	4	1	1	4	16	修正	<p>・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を配慮し、一定の基準を満たすまでは数値は発表されない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表され、津波が到達中であることを伝える。</p>	<p>・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を配慮し、一定の基準を満たすまでは_____発表されない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表され、津波が到達中であることを伝える。</p>

令和7年度 熊本市水防計画 新旧対照表（案）

別冊3

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
14	水防計画	-	4	1	1	5	17	修正	津波 注意報 の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波 警報等 の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)
15	水防計画	-	4	1	2	1	19	修正	<p>1 洪水等の場合</p> <p>（注）――は加入電話等　-----はオンライン ――は防災情報ネットワーク　――は専用回線</p>	<p>1 洪水等の場合</p> <p>（注）――は加入電話等　-----はオンライン ――は防災情報ネットワーク　――は専用回線</p>

令和7年度 熊本市水防計画 新旧対照表（案）

別冊3

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
16	水防計画	-	4	1	2	1	20	修正	<p>2 津波の場合</p> <p>(注) (1) 加入・府内電話 ■ 気象庁情報ネットワークシステム防災行政無線 ■ 全国瞬時警報システム（J-ALERT） ■ 防災情報メール ■ 防災情報提供システム</p> <p>(2) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。</p> <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p> <p>* 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p>	<p>2 津波の場合</p> <p>(テレビ・ラジオ) (警報のみ) (一斉指令)</p>

令和7年度 熊本市水防計画 新旧対照表（案）

別冊3

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
17	水防計画	-	4	2	2	2	22	修正	2 洪水予報の対象となる基準観測所 ■洪水予報基準水位 水系名 白川 予報区域名 白川 河川名 白川 洪水予報基準地点 代継橋 水防団待機水位 <u>2.70</u> 気温注意水位 3.70 避難判断水位 <u>5.20</u> 気温危険水位 <u>5.50</u>	2 洪水予報の対象となる基準観測所 ■洪水予報基準水位 水系名 白川 予報区域名 白川 河川名 白川 洪水予報基準地点 代継橋 水防団待機水位 <u>2.50</u> 気温注意水位 3.70 避難判断水位 <u>4.70</u> 気温危険水位 <u>5.00</u>
18	水防計画	-	4	4	2	3	26	修正	3 国土交通大臣が発表する水防警報の対象となる基準観測所 河川名 白川 対象量水標 代継橋 待機（洪水時） 水防団待機水位(<u>2.70m</u>)に達し、はん濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき。 準備（洪水時） 水防団待機水位(<u>2.70m</u>)を越え、はん濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき。	3 国土交通大臣が発表する水防警報の対象となる基準観測所 河川名 白川 対象量水標 代継橋 待機（洪水時） 水防団待機水位(<u>2.50m</u>)に達し、はん濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき。 準備（洪水時） 水防団待機水位(<u>2.50m</u>)を越え、はん濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき。
19	水防計画	-	5	1	1	3	33	修正	3 水位観測所（国土交通省） 観測所名 代継橋 河川名 白川 水防団待機水位 <u>2.70</u> はん濫注意水位 3.70 避難判断水位 <u>5.20</u> はん濫危険水位 <u>5.50</u>	3 水位観測所（国土交通省） 観測所名 代継橋 河川名 白川 水防団待機水位 <u>2.50</u> はん濫注意水位 3.70 避難判断水位 <u>4.70</u> はん濫危険水位 <u>5.00</u>
20	水防計画	-	6	2	2	3	43	修正	(1) 通信系統 陸上移動局 車載型 <u>137</u>	(1) 通信系統 陸上移動局 車載型 <u>136</u>
21	水防計画	-	8	1	1		54	修正	■熊本市水防本部の設置基準表 注意態勢 • レベル3初動準備態勢 ○大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき ○高齢者等避難発令（ <u>警戒レベル3</u> ）	■熊本市水防本部の設置基準表 注意態勢 • レベル3初動準備態勢 ○大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき ○高齢者等避難発令（ <u>災害警戒レベル3</u> ）

令和7年度 熊本市水防計画 新旧対照表（案）

別冊3

No.	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
22	水防計画	-	13	1	1		85	修正	<p>【洪水予報河川・水位周知河川】 <u>【略】</u> 14 白川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） （平成31年3月29日指定：熊本県） <u>15 白川水系白川洪水浸水想定図（想定最大規模）</u> <u>（令和6年12月24日指定：国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所）</u> <u>16 白川水系白川洪水浸水想定図（想定最大規模）</u> <u>（令和6年12月24日指定：熊本県土木部河川課）</u></p>	<p>【洪水予報河川・水位周知河川】 <u>【略】</u> 14 白川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） （平成31年3月29日指定：熊本県） <u>【追加】</u> <u>【追加】</u></p>
23	水防計画	-	14				89	削除	<u>【削除】</u>	第14章 水防協力団体
24	水防計画 資料編	-	2				48 ～60	修正	重要水防箇所 <u>※令和7年度へ更新</u>	重要水防箇所
25	水防計画 資料編	-	3	1			68 ～75	修正	洪水予報発表形式 <u>※洪水予警報システム改修後の形式に更新</u>	洪水予報発表形式
26	水防計画 資料編	-	3	2			78	修正	③伝達系統図（菊池川） <u>※最新版へ更新</u>	③伝達系統図（菊池川）
27	水防計画 資料編	-	3	3			79～ 81	修正	資料3-3 水防警報発表形式 <u>新様式へ変更</u>	資料3-3 水防警報発表形式
28	水防計画 資料編	-	9	1			123	削除	<u>【削除】</u>	<u>資料9-1 水防協力団体指定要領</u>